

平成27年経済産業省告示第70号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに計量法（平成四年法律第五十一号）第百三十四条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、平成二十二年経済産業省告示第八十四号（計量法第百三十四条第一項の規定に基づく特定標準器）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年四月一日                      経済産業大臣 宮沢 洋一

計量法第百三十四条第一項に規定する計量器の標準となる特定の物象の状態の量を現示する計量器として経済産業大臣が指定する計量器は、交流電流比較正装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するものとする。